

府子本第 5 3 2 号  
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当部局長 殿  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
（公 印 省 略）

幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の  
事故防止の徹底について（通知）

幼保連携型認定こども園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

今般、消費者安全調査委員会より、「消費者安全法第 33 条に基づく意見」（平成 26 年 6 月 20 日付け消安委第 50 号）のフォローアップとして実施した実態調査の結果（別添 1）を踏まえ、消費者安全調査委員会委員長から内閣総理大臣に対し「消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見」（平成 30 年 4 月 24 日付け消安委第 46 号）（別添 2）が提出されたところです。

幼保連携型認定こども園でプール活動・水遊びを行う場合において、事故の発生を防止するため、別添 1 の調査結果を参考にされるとともに、下記の点に留意の上、管内の幼保連携型認定こども園及び市町村に対して、安全管理の強化の指導をお願いいたします。

なお、その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成 30 年 4 月 27 日付け 30 ス庁第 89 号）（別添 3）、厚生労働省から発出されている「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」（平成 30 年 4 月 27 日付け子少発 0427 第 1 号）（別添 4）の通知も参考にさせていただき、貴職において認定こども園に対する周知をより一層徹底していただきますよう、お願いいたします。

## 記

1. プール活動・水遊びを行う場合は、次の(1)から(3)までの取組を行うよう、幼保連携型認定こども園に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼保連携型認定こども園への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。
  - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。
  - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、園児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。
  - (3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。
2. 地方公共団体は、1の(2)「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼保連携型認定こども園がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事件事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。
3. 地方公共団体は、1の(3)「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、園児の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。
4. 幼保連携型認定こども園への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、園児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼保連携型認定こども園における自発的な安全への取組を促すこと。